

民生部の組織を4月1日から改編します

妊娠期から出産、保育所・幼稚園まで切れ目のない子育て支援の充実、介護予防・高齢者福祉の充実を図ります。

(※太字・下線が移動のある業務です)

現状 (旧)	4月1日から (新)
民生課	民生課 ☎082-820-5635 E-mail: minsei@town.kumano.hiroshima.jp 主な業務: 民生委員、原爆・戦没者援護、人権擁護委員、臨時福祉給付金、生活保護、生活困窮者対応、 障害者手帳 、障害者福祉サービス給付
福祉課	高齢者支援課 ☎082-820-5605 E-mail: korei@town.kumano.hiroshima.jp 主な業務: 介護保険、高齢者総合相談・支援、各種高齢者施策、高齢者虐待防止、介護予防マネジメント
健康課	子育て・健康推進課 ☎082-820-5637 E-mail: kosodate-kenko@town.kumano.hiroshima.jp 主な業務: 保育所 、 児童クラブ 、 児童虐待防止 、 DV 、 児童扶養手当 、 児童手当 、母子相談、乳幼児健診、予防接種、住民健診、健康相談・健康づくり

※住民課、生活環境課に変更はありません。

熊野町 春分の日「筆の日」

☎筆の日実行委員会
 (事務局 熊野筆事業協同組合)
 ☎854-0074

「筆の日」を記念して、春分の日(3月20日)を含む1週間を筆の日週間(3月15日(火)～21日(休・月))として、筆に関連した様々なイベントを開催します。

「筆の日」は、町・事業者・町民が連携して筆の魅力を全国に発信し、筆文化の振興と筆産業の発展を図るため、平成20年9月に町条例で決めました。

みなさんもこの機会に筆の楽しさを味わってみませんか。

●筆の日記念式典・講演会

☎3月20日(祝・日)
 10:00…記念式典(功労者表彰、町表彰など)
 11:00…記念講演会
 ▽講師: 比田井和子さん(比田井天来の孫)
 ▽演題: 「比田井天来-筆が拓いた現代の書-」
 ¥無料(要入館料) 所筆の里工房
 ●一日一筆

☎3月上旬～下旬
 町内の筆関連事業所や町民が、パソコンやワープロによらず、文房四宝(筆、墨、硯、紙)や絵筆・化粧筆を手に創作活動に参加する一日一筆に、皆様もご参加ください。

●第32回ふれあい書道展

☎3月15日(火)～21日(休・月)
 特別賞、筆都大賞の作品を展示します。
 所町民会館ロビー
 所全国書画展覧会事務局
 ☎854-5555

●熊野町紹介DVD試写会

「熊野町物語
 ～親父からのラブレター～」
 ☎3月20日(祝・日) 正午
 ¥無料(要入館料)
 所筆の里工房

●街角のアート作品

☎3月15日(火)～21日(休・月)
 熊野高校美術部の生徒が制作したアート作品を熊野町内に展示します。(天候により展示期間を変更する場合があります)

●夢ギャラリー

☎3月15日(火)～21日(休・月)
 町内の小中高生、公民館の書道教室などの方が「夢」「筆」などの好きな言葉をテーマに揮毫した書作品を、町内のスーパーや金融機関などに展示します。



●メイクアート

☎3月20日(祝・日)、21日(休・月)
 午前10時～午後4時
 所筆の里工房

メイクアップアーティストによるワンポイントアドバイス、無料スキンチェックなどを行います。

●ちびっこギャラリー

☎3月15日(火)～21日(休・月)
 町内園児が「感謝の気持ち」をテーマに筆を使って、頑張った自分や家族、友達の似顔絵を制作し、各園の組ごとに1枚の特大大パネルにして町内に展示します。
 また、これまで制作した横断幕も熊野町内に展示します。

平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

地方税法改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や新規登録年月などによって適用される税率が異なります。

原動機付自転車・二輪車など

●平成28年度課税から新税率が適用されます。



種別	種別	税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪自動車	250cc超	4,000円	6,000円

四輪・三輪の軽自動車

●平成28年度課税から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車などについては、重課税率が適用されます。

種別	種別	税率(年額)		
		①平成27年3月31日以前に新規登録	②平成27年4月1日以後に新規登録	③新規登録から13年経過
軽三輪	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
	貨物用	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪以上	乗用	営業用	7,200円	10,800円
		自家用	3,000円	4,500円
	貨物用	営業用	4,000円	5,000円
		自家用	4,000円	6,000円

●平成28年度課税から環境負荷の小さい軽四輪車等については、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

【適用条件】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪車等で、次の基準を満たす車両について、平成28年度分に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

種別	種別	税率(年額)		
		①	②	③
軽三輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円
	貨物用	1,800円	3,500円	5,200円
軽四輪以上	乗用	営業用	2,700円	5,400円
		自家用	1,000円	1,900円
	貨物用	営業用	1,300円	2,500円
		自家用	1,300円	3,800円

- ①電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
 - ②乗用…平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用…平成27年度燃費基準+35%達成車
 - ③乗用…平成32年度燃費基準
貨物用…平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※②、③については、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)の車両に限りです。

軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日に登録されている車両の所有者に年額課税されます。「既に所有していないのに廃車手続きをしていない」、「他人に車両を譲ったが、名義変更をしていない」場合などは3月中に手続きをしてください。

廃車等の手続きがない場合、平成28年度の軽自動車税が課税されます。4月2日以降に手続きなどをして、その年度の軽自動車税が還付されることはありません。

区分	手続き場所(広島県内)
①軽自動車	軽自動車検査協会 TEL (050) 3816-3080
②二輪の小型(251cc～)	中国運輸局広島運輸支局 TEL (050) 5540-2068
③軽二輪(126～250cc)	広島県軽自動車協会 TEL (082) 532-5507
④原付(～125cc) 小型特殊	熊野町役場 税務課 TEL (082) 820-5603

税務課 ☎820-5603